

# 『琴歌譜』所伝部の記述意識

藤原 享 和

- 一、『琴歌譜』について
- 二、『琴歌譜』研究の問題点
- 三、本稿の目的
- 四、『琴歌譜』所伝部の記述意識
- 五、結論と今後の方向

『琴歌譜』は大正末期の発見から今日まで約一〇〇年の研究の蓄積があるが、歌の所伝というべき散文部については俯瞰的な研究が乏しく、その部分を指す学術用語すら定まっていない状態である。本稿ではその部分を「所伝部」と名づけた。『琴歌譜』は一部の歌にのみ所伝部を附し、その所伝部も一つの歌について単数附される場合と複数附される場合がある。所伝部のこの記述意識が那辺にあるのかを探るのが本稿の目的である。『琴歌譜』は『日本書紀』、『古事記』両方に同一歌があるものには『日本書紀』、『古事記』のみ歌と適合する所伝を引用して記し、『古事記』にのみ同一歌があるものについては『古事記』を引用した所伝部と、より歌と適合する別の所伝部を記す。『古事記』の歌と所伝の結びつきが当然の所与でないことは近代の歌謡研究者の共通認識であるが、平安時代前期の大歌所は既にこの意識をもって歌と所伝の結びつきを追究していたのである。

## 一、『琴歌譜』について

『琴歌譜』は、大正一三（一九二四）年の写本発見から一〇〇年を迎えようとしているが、現在のところ原本はおろか他の写本も見出されておらず、研究対象として私たちの前にあるのは「写 天元四年十月廿一日」の奥書をもつ一本のみである。従って、文字遣いなどに疑義があつても、諸本校合という古典籍研究の基礎的作業を行つて疑問を解いていくことはできない。

当該写本は縦二八、五センチ、長さ四三六、九センチの卷子本で一九三一（昭和六）年二月一四日に重要文化財の指定を受けている。五撰家筆頭近衛家伝来の典籍で現在は財団法人陽明文庫（京都市右京区宇多野上ノ谷町）の所蔵となつてゐる。

奥書から、この写本の書写年代は一〇世紀後半（天元四年は九八一年）であることがわかる。原本の成立時期については主に以下の諸説が行われているもの、確定は難しい。

1、平安朝初期頃説……神野富一「琴歌譜の『原テキスト』成立論」

2、弘仁初年説……土橋寛「陽明文庫所蔵古歌謡集の解

## 説 一 『琴歌譜』<sup>4</sup>

3、弘仁年間（八一〇〜八二四）頃説……植山茂「都の音色―京洛音楽文化の歴史展―」図録<sup>5</sup>

4、平安の極く初期（上限）〜八六五年（下限）説……西宮一民「琴歌譜に於ける二、三の問題」

5、寛平年代（八八九〜八九七、宇多代）下限説……賀古明「琴歌譜の大歌」<sup>7</sup>

『琴歌譜』の発見者である佐佐木信綱は「新たに知られたる上代の歌謡に就いて」において「大正十三年六月、自分は京都に赴き、京都帝国大学附属図書館に於いて、四月に近衛家から寄託された古典籍を披見することを得た。その中に、琴歌譜と題する古写の卷子本があつた。（中略）自分は数年前、東京なる近衛家に於いて、万葉集目録を発見し、それを学界に紹介したことがあつたが、この琴歌譜は、同じく数百年來篋底に秘蔵せられ、随つて、学者の耳目に触れざりし文献で、巻中、未だかつて世に知られなかつた上代の歌謡十数首を含んでゐる。即ち、紀記万葉等に収められてゐる以外に、上代の歌謡十数首が、この書の発見によつて、新たにわが歌謡史の上に加はつたのである。多年上代及中世の歌謡に就いて研究してゐる自分にとつては、この発見は夢にはあらずやとたどらるゝばかりの喜ばしき

であつた。琴歌譜一卷は、わが国の歌謡史の上に、音楽史の上に、国語学の上に、国史の上に、神道研究の上に、寄与する所の尠くない書であるから、ここにその大略を紹介しようとおもふ。本書は、大歌所の大教師の家にあつたものを写し伝へたもの、六絃の和琴に合せて歌つた古歌謡の譜で、縦九寸六分、横一丈四尺八寸余、上下及縦に墨界があり、所々に虫くひがある。まづ初に序文があり。次に何歌また何扶理等と題した歌詞があり、次に歌詞の譜があつて、その傍に歌曲の譜が朱で書いてあり、次に歌の縁起を載せてある。(縁起の書いて無いものもある)しかして、巻末に書写の年代の奥書がある。」と熱っぽく語り、発見二年後には武田祐吉が『続万葉集』に歌の所伝というべき散文部も含めて『琴歌譜』所載歌を掲載、発見約三年後には古典保存会から原寸大の複製本が刊行されており、その末尾に山田孝雄、橋本進吉が連名で「近衛公爵所蔵琴歌譜解説」を寄せ、「本書は(中略)古代の文献として貴重なるに止まらず、本邦歌謡史の上には絶大の価値を有するものなり。その茲都歌、伊勢神歌、大直備歌、宇吉歌、酒坐歌、茲良宜歌といへるもの、又高橋扶理、短埴安扶理、天人扶理、継根扶理、庭立振、阿夫斯弓振、山口扶理、長埴安扶理、阿遊陀扶理といへるもの、又片降といへるもの、歌返といへるもの、いづれも古代の歌曲の名目たること明

かにして、そが中にも埴安扶理に長短の二曲あるが如き、又片降の曲の一が、所謂神樂歌の詞と同じく、他の一が大直備歌と詞を同じくして曲を異にし、しかもその大直備歌が、古今集所載の大なほび歌の源たるが如き、研究上最も重要な關鍵たるべきものなり。更に之を古事記にいへる歌曲の名目に照すに、その志都歌といひ、志良宜歌といひ、宇岐歌といへるは、この茲都歌、茲良宜歌、宇吉歌と同じものをさせること著しく、その酒樂歌といへるはここに酒坐歌といへるものに同じ。その他夷振宮人振などいへるは同じ名目はなけれど、ここに高橋扶理、天人扶理などいへると同じ基礎に立ちての命名なることく思はるれば、本書の歌曲と古事記の歌曲との間には密接の關係あるべく思はるるなり。本書に載する歌曲は上述の如く古代の歌謡の研究に大なる光を投ずるものなるが、それと共に後代の歌謡との關係も又研究せらるべきものなるべし。」と、新出史料である『琴歌譜』の文学研究史上の意義を力説している。その後も賀古明『琴歌譜新論』、神野富一・武部智子・田中裕恵・福原佐知子『琴歌譜注釈稿(二)』(四)<sup>12</sup>、神野富一『ヨム・ウタフ・琴歌 万葉歌古代歌謡論攷』、島田晴子『琴歌譜から』<sup>14</sup>などに代表されるように『琴歌譜』そのものの研究は進んでおり、一部は解説譜(五線譜)の提示<sup>16</sup>や復元演奏のCD化<sup>17</sup>も行われている。

『万葉集』や『日本書紀』、『古事記』に比べれば先行研究も少なく、一般的な認知度も決して高いとは言えない『琴歌譜』であるが、右記の通りこの一〇〇年の間に研究は一定程度蓄積されているといえる。

## 二、『琴歌譜』研究の問題点

しかしその研究の蓄積を追っていくと、ひとつ看過できない問題があることに気づいた。『琴歌譜』には「茲都歌」、「余美歌」等の歌曲名、歌詞、譜付歌詞等に加えて一部の歌にはその歌の所伝というべき散文部が附されているが、先行研究はこの部分を「縁起」（傍線は藤原による。以下同じ）と書いたり「縁記」と書いたり、場合によっては同一研究者が両表記を使うこともあり、統一がとれていないのである。

このことについて具体的な先行研究を掲げる。当該箇所  
に傍線を附した。

- 1、佐佐木信綱「歌の縁起」<sup>18</sup>
- 2、武田祐吉「琴歌の歌譜と歌詞とを録し及びその歌の縁起を記したもの」<sup>19</sup>
- 3、木本通房「歌の簡単な縁起をも添へてゐる所がある」<sup>20</sup>

4、小西甚一「歌詞と譜を併せ記し、そのあとに縁起をのせる。縁起つまり歌の由来」<sup>21</sup>

5、賀古明「琴歌譜中、縁起を附記している歌曲名七種（歌数十首）で、縁起種数は十一種が伝えられている」<sup>22</sup>

6、神野富一・武部智子・田中裕恵・福原佐知子「縁起」、「縁記」（同「琴歌譜注釈稿（一）」、「（二）」、「（三）」、「（四）」において「凡例」（担当神野富一）、「茲都歌」（同武部智子）、「歌返」（同田中裕恵）では「縁起」、「余美歌」（同神野富一）、宇吉歌（同武部智子）、阿遊陀扶理（同神野富一）、「酒坐歌」（同福原佐知子）、「茲良宜歌」（同武部智子）では「縁記」の表記をとる。

7、神野富一「各歌謡ごとにその歌曲名・歌詞・縁起（付されているものと付されていないものがある）（中略）を記している」<sup>24</sup>

このように「縁起」、「縁記」が混在している。6は同一の研究グループによる注釈中であるにもかかわらず「縁起」、「縁記」両表記が混在しているし、6の「凡例」、「余美歌」、「阿遊陀扶理」と7は同じ執筆者によるものであるが、やはり両表記が行われている。

山田孝雄・橋本進吉は前掲「近衛公爵所蔵琴歌譜解説」では「縁起」、「縁記」という表現をとらず、「その歌の作られたる由来」と説明する。武田祐吉は一九三〇年の『上代文学史』（前記2）において「縁起」を用いているにもかかわらず、一九五六年の『記紀歌謡集全講』では「酒坐歌二縁記」の「積」では「この縁記は」のように原文のまま「縁記」の表記をとる。また同「積」において「酒坐歌二縁記 サカクラノウタフタツノコトノモト」と述べ、「縁記」の読みを「コトノモト」であるとしている（「茲良宜歌縁」の「積」においても「茲良宜歌縁 シラゲウタノコトノモト」と述べて「縁記」ではなく「縁」の読みも「コトノモト」であるとしている）。「縁起」、「縁記」の表記の問題のみならず「縁記」の読みも確定していない状態である。

これは単なる用語の不統一というよりも、『琴歌譜』の所伝といふべき散文部そのものの研究が不活発であったこと、具体的にいえば、『琴歌譜』に記載されたそれぞれの所伝といふべき散文部の特質を分析することなく、一括りに「縁起」、「縁記」として呼んできたことや、そのことに疑問を抱く研究がなかったことを意味する。

近年になって島田晴子が漸くこのことをとりあげ、「この『縁記』という表記だが、琴歌譜には『縁記』と書かれ

ていて一般の『縁起』の用字はない。誤記とする人もいるが、そうとも思えない。また簡単に『縁記』も『縁起』も同じに扱っている論考もある<sup>29</sup>。」と問題点を指摘した。

「縁起」は「由来<sup>30</sup>」というほどの意味として使用されてきたと考えられなくもないが、少なくとも『琴歌譜』発見以降の上代歌謡研究者が『古事記』所載歌謡の前後の地の文を一般的に「縁起」と呼ぶことがないことを考えると、やはりこの「縁起」という用語は、『琴歌譜』記載の「縁記」を誤記したか、あるいは『琴歌譜』の「縁記」を誤用とする意識から「縁起」の表記を用いたものと考えざるを得ない。そもそも島田晴子の先の指摘のとおり『琴歌譜』の中に「縁起」という語は見えない。「縁記」は『琴歌譜』に見える語であるが、一番歌の二種類の所伝といふべき散文部と一九、二〇番歌の所伝といふべき散文部のみにしか用いられていない語であって、その他の所伝といふべき散文部までも「縁記」という用語で表現するのは学問的な態度とはいえない。「縁記」という語で表せるのはあくまでも一番歌の二種類の所伝といふべき散文部と一九、二〇番歌の所伝といふべき散文部のみなのである。二一番歌の所伝といふべき散文部に「茲良宜歌縁」とあるが、これは「縁記」の「記」が脱落したものが本来「縁」であるのか不明である。

このように『琴歌譜』に記された歌の所伝というべき散文部を表す統一された術語は未だ定まっていないうのが現状であるので、本稿ではこの「歌の所伝」といふべき散文部を「所伝部」と呼ぶこととする。筆者も『琴歌譜』関係の従来の論考等で無自覚に「縁記」という用語を使用してきたが、本稿より改める。

### 三、本稿の目的

今、先学の「縁起」、「縁記」という語の使用の曖昧性を指摘したが、これは『琴歌譜』の所伝部がそれぞれどのような性質の記述なのかを所伝部全体の中で見渡した研究がなかったことを意味する。所伝部は全ての歌ではなく特定の歌にのみ附されていることや、所伝部を複数有する歌と一つしか持たない歌があることなどを考えると、『琴歌譜』の所伝部の配置から『琴歌譜』のそれぞれの歌と所伝に対する意識を探れる可能性があるのである。『琴歌譜』は所伝部を無原則に配置しているのではない。それぞれの所伝部はそれぞれの歌との結びつきにおいて個別（あるいは類型別）の記述意識があるはずであるという視点を持ちたいのである。

本稿の目的はこの視点に立って『琴歌譜』所伝部の記述原則、記述意識（『琴歌譜』は所伝部をどのような原則で

附し、いかなる観点から記述しているのか）を明らかにすることである。考察をはじめに於いて、まず『琴歌譜』の所伝部を「表1 『琴歌譜』所伝部一覧」に整理して掲げる。

『琴歌譜』に所伝部を有する歌は八首あるが、一番歌は二種類、二番歌は三種類、一二、一六、二一番歌はそれぞれ一種類、二三番歌は二種類の所伝部があり、一九・二〇番歌は二首に対して一つの所伝部が附されているため、所伝部の数は都合一一となる。

なお、本稿では都倉義孝の「歌謡物語には、歌語り・歌物語と異なるきわだった特徴がある。それは、歌謡と地の文（物語部分）との結合の緊密度に程度の差が存在することである。他のジャンルの場合、〈ウタ〉の意味・内容と、〈モノガタリ〉部分との間に、一致を欠くというハナレの現象は全く存在しないかごく僅かであるが、歌謡物語においては、まったく一致しないというハナレの極から間然とするところなく合致しているというツキの極に至るまで、さまざまな程度があるのである。」<sup>31</sup>という説明に倣い、歌と物語（所伝）の一致した状態を「ツキ」、不一致の状態を「ハナレ」と表現する。

表1 『琴歌譜』所伝部一覽 註：( )内は割注、傍線は藤原による、グレー部は『日本書紀』『古事記』に同一歌のあるもの。

| 歌番号 | 歌曲名 | 歌詞   | 所伝部①   | 所伝部②  | 所伝部③   | 『日本書紀』 | 『古事記』 |
|-----|-----|--|--|---|--|--------|-------|
| 一   | 苜都歌 | <p>原文<br/>美望呂尔都久也多麻可吉都安<br/>万須多尔可毛与良牟可美乃美<br/>也碑等</p> <p>訓読文<br/>みまろに つくやたまかき<br/>つあます たにかもよらむ<br/>かみのみやひと</p>   | <p>原文<br/>右古事記云大長谷若建命坐長谷朝倉宮治天下之時遊<br/>行美和河之時邊有洗衣童女其容姿甚麗天皇問其童女<br/>汝者誰子答曰己名謂引田赤猪子天皇詔汝不嫁夫今將<br/>召故其女仰待天皇之命既經八十歲天皇已忘先事徒過<br/>盛年而賜歌云時赤猪子之淚泣悉濕其所服之丹摺袖答<br/>其大御歌而詠此歌者此緣記与歌異也</p> <p>訓読文<br/>右、古事記に云はく、大長谷若建命、長谷の朝倉宮<br/>に坐しまして、天の下治らしめし時、美和河に遊<br/>行しし時、辺に衣洗へる童女有りき。其の容姿甚麗<br/>しかりき。天皇其の童女に問ひたまひし、<b>「汝は誰<br/>が子ぞ」と。答へ白ししく、「己が名は引田の赤猪子<br/>と謂ふ」とまをしき。天皇詔らししく、「汝は夫に嫁<br/>はざれ。今召してむ」と。故、其の女、天皇の命を<br/>仰ぎ待ちて、既に八十歳を経き。天皇已に先の事を<br/>忘れつ。徒に盛りの年を過ぐしき。而て歌を賜ひて<br/>云ひたまふ。時に赤猪子の泣く涙、悉に其の服せる<br/>丹摺の袖を湿らしつ。其の大御歌に答へて此の歌を<br/>詠むといへり。此の緣記と歌異なる也。</b></p> | <p>原文<br/>一説云弥麻貴入日子天皇々子卷向玉城宮御宇伊<br/>久米入日子伊佐知天皇与妹豊次入日女命登於大<br/>神美望呂山拜祭神前作歌者此緣記似正説</p> <p>訓読文<br/>一説に云はく、弥麻貴入日子天皇の皇子、卷向<br/>の玉城宮に天の下治らしめし伊久米入日子伊<br/>佐知天皇と妹豊次入日女命、大神の見望呂山に<br/>登りまして神前を拜み祭りて作る歌といへり。<br/>此緣記正説に似たり。</p> | <p>原文<br/>一古事記云<br/>誉田天皇遊<br/>獨淡路嶋時<br/>之人歌者</p> <p>訓読文<br/>云はく、誉<br/>田天皇、淡<br/>路嶋に遊獨<br/>したまひし<br/>時の人の歌<br/>者といへり。</p> |        | 九四    |
| 二   | 歌返  | <p>原文<br/>之乃久尔乃安波知乃美波良乃<br/>之乃佐祢己尔伊己之毛知支<br/>天安佐川乃乃美乃乃宇へ尔宇<br/>惠川也安波知乃美波良乃乃乃</p> <p>訓読文<br/>しまくにの あはちのみはら<br/>のしの さねこじに いこし<br/>もちきて あさつまの<br/>みすのうへに うまつや あ<br/>はちのみはらのしの</p> | <p>原文<br/>難波高津宮 御宇大鷦鷯天皇納八田皇女為妃于時皇后<br/>聞大恨故天皇久不幸八田皇女所仍以恋思若姬之於平<br/>群与八田山之間作是歌者今校不接於日本古事記</p> <p>訓読文<br/>難波の高津の宮 天の下知らしめし大鷦鷯の天皇、<br/>八田の皇女を納れて妃と為たまふ。時に皇后聞きて<br/>大いに恨みたまふ。故、天皇久しく八田皇女の所に<br/>幸さず。仍りて若姫を恋ひ思はずを以て平群と八<br/>田山の間に於いて是の歌を作りたまふといへり。今<br/>校ふるに、日本古事記に接はず。</p>   | <p>原文<br/>一説云皇后息長帯日女越那羅山望見葛城作歌者<br/>一説に云はく、皇后息長帯日女那羅山を越え葛<br/>城を見たまひて作りたまへる歌といへり。</p>   | <p>原文<br/>一古事記に<br/>云はく、誉<br/>田天皇、淡<br/>路嶋に遊獨<br/>したまひし<br/>時の人の歌<br/>者といへり。</p>   |        |       |

|    |       |   |   |   |
|----|-------|---|---|---|
| 一一 | 余美歌   | <p>原文<br/>       蘓良美豆夜万止乃尔波可无<br/>       可良可阿利可保之支尔尔可良<br/>       可須美可保之支阿利可保之支<br/>       久尔波阿伎豆之方也万止</p> <p>訓読文<br/>       そらみつ やまとのくには<br/>       かむからか ありかほしき<br/>       すにからか すみかほしき<br/>       ありかほしきくには あきつ<br/>       しまやまと</p> | <p>原文<br/>       卷向日代宮 御宇大帯日天皇久御坐於日向國馭辺夷<br/>       之処懷倭国之宮斯乃述眷恋之情作懷旧之歌</p> <p>訓読文<br/>       卷向日代宮 御宇し大帯日天皇、久しく日向國<br/>       に御坐して、辺夷の処を馭ひ倭の國を懷ほしたまひ、<br/>       斯に乃ち眷恋の情を述べ懷旧の歌を作りたまふ。</p>   |   |
| 一三 | 宇吉歌   | <p>原文<br/>       美奈蘓曾久於美能遠等米保陸<br/>       理刀利可多久刀礼<br/>       一説云刀良左祿茲多何太久夜<br/>       可多久刀礼保太利刀良須古</p> <p>訓読文<br/>       みなそそく おみのをとめ<br/>       ほだりとり かたくとれ<br/>       一説に云ふ とらさね した<br/>       かたく やかたくとれ ほだ<br/>       りとらすこ</p>    | <p>原文<br/>       古事記云大長谷若建命坐朝倉之宮治天下之時長谷之<br/>       百枝楸下為豊樂是日亦春「原文」卷「日之遠行比売<br/>       大御酒之時天皇作此歌</p> <p>訓読文<br/>       古事記に云はく、大長谷若建命、朝倉の宮に坐しま<br/>       して天下を治めたまひし時、長谷の百枝楸の下にて<br/>       豊樂為たまひき。是の日、亦、春日の遠行比売大御<br/>       酒馭りし時、天皇此の歌を作りたまひき。</p>  | <p>原文<br/>       一云大長谷天皇未即位間初欲殺兒坂合部黒日子<br/>       皇子与甥目弱王此時二王子通行到於葛木津守村<br/>       大臣家匿「原文」送「天皇遣使乞臣固争不出二<br/>       王子与大臣並可殺此時大臣女子韓日女娘注云即<br/>       天皇妃也見其父被殺而即哀傷作歌者</p> <p>訓読文<br/>       一に云はく、大長谷天皇未だ位に即きたまはざ<br/>       る間に、初め兒坂合部黒日子皇子と甥目弱王を<br/>       殺さむと欲ほしき。此の時二王子通行きたま<br/>       ひて葛木津守村大臣の家に到りて匿りたまひき。<br/>       天皇使ひを遣はして乞ひたまひしかども臣固く<br/>       争ひて出し奉らざりき。二王子と大臣並て殺す<br/>       可しと。此の時大臣の女子韓日女娘、注に云は<br/>       く、即ち天皇の妃也、其の父の殺さるるを見て<br/>       即ち哀傷みて作る歌てへり。</p> |
| 一六 | 阿邊陀扶理 | <p>原文<br/>       多可波之乃美可為乃須美豆阿<br/>       良万久乎須久尔於伎弓伊弓末<br/>       久乎須久尔於伎天奈尔可奈可</p> <p>訓読文<br/>       許々尔伊天々乎留須美豆</p>  | <p>原文<br/>       大帯日子天皇々后尾張國孕任忽焉臨産以使者奏天皇<br/>       即時遣使者召上到春日穴杭「原文」枕「呂所生王子<br/>       一雅帯日子太子」天皇大歡喜即歌者</p> <p>訓読文<br/>       大帯日子天皇の皇后、尾張國にて孕任みまし、忽焉<br/>       ちにして産むに臨み使者を以て奏す。天皇即時に使<br/>       者を遣はし召上げたまふに、春日の穴杭の呂に王<br/>       子（雅帯日子太子）を所生みたまふ。天皇大いに歡<br/>       喜びたまひ、即ち歌ひたまふといへり。</p> | <p>原文<br/>       大帯日子天皇の皇后、尾張國にて孕任みまし、忽焉<br/>       ちにして産むに臨み使者を以て奏す。天皇即時に使<br/>       者を遣はし召上げたまふに、春日の穴杭の呂に王<br/>       子（雅帯日子太子）を所生みたまふ。天皇大いに歡<br/>       喜びたまひ、即ち歌ひたまふといへり。</p>  |

|  |  |  |
|--|--|--|
| 二二   | 二〇   | 一九   |
| <p>茲良宣歌</p> <p>原文<br/>阿志比支乃夜万多乎豆久利夜万多可良(一)説云也万多可美(志多比乎和之西)(二)説云布須世(志多止比和可止布豆万志多奈支尔和可奈久豆万)(一)説云可多奈支尔和可奈久豆万(許曾許曾伊毛尔夜須久波多布例)</p> <p>訓読文<br/>あしひきの やまたをつくりやまたから(一)説に云ふやまたかみ(二)したひをわしせ(一)説に云ふ ふすせ(一)したひに わかなくつま(一)説に云ふ かたなきに わかなくつま(一)そ(一)そいもに やすくはたふれ</p>  | <p>酒坐歌二</p> <p>原文<br/>許乃美支乎可美介无比止波曾乃川々美宇須尔太天宇太比川々可美介礼可毛之末比川々可美介礼可毛之己乃美支乃安也尔宇太々乃之佐々</p> <p>訓読文<br/>このみきを かみけむひとはそのつつみ うすにたてうたひつつ かみけれかもしまひつつ かみけれかもしこのみきの あやにうたのしささ</p>   | <p>原文<br/>許乃美伎波和可美支奈良須久之乃可美止許与尔伊万須伊波多々須々久奈美可美乃止余保支毛止保之可无保支久留保之万川利己之美伎曾阿佐須乎西佐佐</p> <p>訓読文<br/>このみきは わかみきならずくしのかみ とよよにいますくはたたす すくなみかみのとよほきもとほし かむほきくるほし まつりこしみきをあさすをせ ささ</p>   |
| <p>原文<br/>茲良宣歌<br/>日本記曰遠明日香宮 御宇雄朝媛稚子宿祢天皇代立木梨輕皇子為太子也奸阿(原文)一聞(一)母妹輕大娘皇女乃怙懷少息仍歌者今案古事記云日本記之歌与此歌尤古記但至許曾己曾之句古記不重耳(古歌抄云雄朝媛万稚子宿祢天皇与衣通婁王寝時作歌者)</p> <p>訓読文<br/>あしひきの 日本記に曰はく、遠つ明日香宮 御宇しし雄朝媛稚子宿祢天皇の代に、木梨輕皇子を立てて太子と為したまふ。同母妹輕大娘皇女に奸けて乃ち怙懷り少しく息む。仍りて歌ふといへり。今古事記に云ふを案ふるに、日本記の歌と此の歌尤も古記に合ふ。但し許曾己曾の句に至りては、古記に重ねざるのみ。(古歌抄に云、雄朝媛万稚子宿祢天皇衣通日女(原文)一婁)王と寝たまふ時に作りたまへる歌といへり)</p> | <p>原文<br/>酒坐歌二(縁記)<br/>日本記云磐余稚桜宮 御宇息長足日畔天皇之世命武内宿祢從品隨皇子令拜角鹿箭飯大神至自角鹿足日皇太后宴太子於大殿皇太后拳觴以寿于太子因以歌之</p> <p>訓読文<br/>酒坐歌二(縁記)<br/>日本記に云はく磐余稚桜宮 御宇しし息長足日畔天皇の世に、武内宿祢に命せたまひ品隨皇子に從はせて角鹿の箭飯大神を拜みまつら令む。角鹿より至りまししに、足日皇太后、太子を大殿に宴したまひき。皇太后觴を拳げ太子を寿ぎたまひ、よりて歌ひたまふ。</p> | <p>原文<br/>酒坐歌二(縁記)<br/>日本記云磐余稚桜宮 御宇息長足日畔天皇之世命武内宿祢從品隨皇子令拜角鹿箭飯大神至自角鹿足日皇太后宴太子於大殿皇太后拳觴以寿于太子因以歌之</p> <p>訓読文<br/>酒坐歌二(縁記)<br/>日本記に云はく磐余稚桜宮 御宇しし息長足日畔天皇の世に、武内宿祢に命せたまひ品隨皇子に從はせて角鹿の箭飯大神を拜みまつら令む。角鹿より至りまししに、足日皇太后、太子を大殿に宴したまひき。皇太后觴を拳げ太子を寿ぎたまひ、よりて歌ひたまふ。</p> |
|  |  |  |
| 六九   | 三三   | 三三   |
| 七八   | 四〇   | 三九   |

#### 四、『琴歌譜』所伝部の記述意識

『琴歌譜』所載歌、『日本書紀』『古事記』歌・所伝部対応表」を掲げる。

『琴歌譜』の各所伝部の記述意識を探るため、「表2

『琴歌譜』には『古事記』に見える歌が五首記されており

表2 『琴歌譜』所載歌、『日本書紀』『古事記』歌・所伝部対応表 註：グレー部は『日本書紀』『古事記』に同一歌のあるもの。

| 歌番号     | 歌曲名   | 歌詞                 | 『日本書紀』 | 『古事記』 | 所伝部①<br>(※は「記」「紀」とは同一の伝承)               | 所伝部②                                | 所伝部③                       |
|---------|-------|--------------------|--------|-------|---|-------------------------------------|----------------------------|
| 一       | 苾都歌   | 美望呂尔(みもろに)……       |        | 九四    | ※右古事記云大長谷若建命(右、古事記に云はく、大長谷若建命)……        | 一説云弥麻貴入日子天皇女子(一説に云はく、弥麻貴入日子天皇の皇子)…… | 一古事記云誉田天皇(一古事記に云はく、誉田天皇)…… |
| 二       | 歌返    | 之万久尔乃(しまくにの)……     |        |       | 難波高津宮 御宇大鷦鷯天皇(難波の高津の宮、天の下知らしめし大鷦鷯の天皇)…… | 一説云皇后息長帯日女(一説に云はく、皇后息長帯日女)……        |                            |
| 三       | 片降    | 由布之天乃(ゆふしての)……     |        |       |   |                                     |                            |
| 四       | 高橋扶理  | 美知乃倍乃(みちのへの)……     |        |       |   |                                     |                            |
| 五       | 短植安扶理 | 乎止米止毛(をとめとも)……     |        |       |   |                                     |                            |
| 六       | 伊勢神歌  | 佐者可流(さばかり)……       |        |       |   |                                     |                            |
| 七       | 天人扶理  | 阿米比止乃(あめひとの)……     |        |       |   |                                     |                            |
| 八       | 継根扶理  | 川支祢布(つぎねあ)……       |        |       |   |                                     |                            |
| 九       | 庭立振   | 尔波尔多都(にはいたつ)……     |        |       |   |                                     |                            |
| 一〇      | 阿夫斯弓振 | 阿布之弓比利比(あふしてひりひ)…… |        |       |   |                                     |                            |
| 一一      | 山口扶理  | 夜万久知(やまくち)……       |        |       |   |                                     |                            |
| (歌番号ナシ) | 大直備歌  | (与片降同歌唯音節別耳)       |        |       |   |                                     |                            |
| 一二      | 余美歌   | 穂良美豆(そらみつ)……       |        |       |   |                                     |                            |
| 一三      | 宇吉歌   | 美奈禰曾久(みなぞそく)……     |        | 一〇三   | 卷向日代宮 御宇大帯日天皇(卷向の日代宮 御宇し大帯日天皇)……        | 一云大長谷天皇(一に云はく、大長谷天皇)……              |                            |
| 一四      | 片降    | 阿良多之支(あたらしき)……     |        |       |   |                                     |                            |
| 一五      | 長植安扶理 | 可波可美乃(かはかみの)……     |        |       |   |                                     |                            |

|    |       |                |     |    |   |
|----|-------|----------------|-----|----|---|
| 一六 | 阿遊陀扶理 | 多可波之乃（たかはしの）…… |     |    | 大帯日子天皇々后（大帯日子天皇の皇后）……   |
| 一七 |       | 伊須乃可美（いすのかみ）…… |     |    |   |
| 一八 |       | 阿佐可利尔（あさかりに）…… |     |    |   |
| 一九 | 酒坐歌二  | 許乃美伎波（このみきは）…… | 三三二 | 三九 | 酒坐歌二縁記<br>※日本記云磐余稚椋宮 御宇息長足日<br>暁天皇之世<br>（酒坐歌二縁記<br>日本記に云はく磐余稚椋宮 御宇しし<br>息長足日暁天皇の世に）…… |
| 二〇 |       | 許乃美伎乎（このみきを）…… | 三三三 | 四〇 | 茲良宜歌縁<br>※日本記曰遠明日香宮 御宇雄朝嬬稚<br>子宿禰天皇代（日本記に曰はく、遠つ<br>明日香宮） 御宇しし雄朝嬬稚子宿禰天<br>皇の代に）……      |
| 二二 | 茲良宜歌  | 阿志比支乃（あしひきの）…… | 六九  | 七八 |   |

り、そのうちの三首は『日本書紀』にも見える歌である。『日本書紀』にのみ記され『古事記』に記載のない歌はない。<sup>32</sup>そしてそれら五首には例外なく所伝部が附されている。『琴歌譜』に記載された二二首のうち一四首は所伝部を持たないことを考えると、『琴歌譜』が『日本書紀』、『古事記』にも見える歌と所伝のつながりについて大きな関心をいだいていたことがわかる。因みに、『日本書紀』、『古事記』に見えない歌のうち『琴歌譜』が所伝部を設けているのは二、一二、一六番歌の三首のみである。

本来ならば『琴歌譜』の所伝を持つ歌八首全てについて検討すべきであるが、本稿ではまず手始めに『琴歌譜』中

『日本書紀』、『古事記』両方に見える歌三首、『古事記』のみに見える歌二首について、その所伝の記述意識を明らかにしたい。

ア、『日本書紀』、『古事記』両方に同一歌、同一の所伝<sup>34</sup>をもつ歌

A、一九番歌・二〇番歌「酒坐歌」

『琴歌譜』  
歌詞

このみきは わかみきならず くしのかみ とこよにいます いはたたす すくなみかみの とよほ

きもとほし かむほきくるほし まつりこしみきそ  
あさすをせ ささ

このみきを かみけむひとは そのつつみ うす  
にたて うたひつつ かみけれかも しまひつつ  
かみけれかもし このみきの あやにうたたのし  
ささ

所伝部

日本記に云はく磐余稚桜宮 御宇しし息長足  
日暁天皇の世に、武内宿禰に命せたまひ品陞皇子  
に従はせて角鹿の筥飯大神を拝みまつら令む。角鹿  
より至りまししに、足日皇太后、太子を大殿に宴し  
たまひき。皇太后 觴を挙げ太子を寿ぎたまひ、よ  
りて歌ひたまふ。

『日本書紀』

十三年の春二月の丁巳の朔にして甲子に、武内  
宿禰に命せて、太子に従ひて角鹿の筥飯大神を拜  
みまつらしむ。癸酉に、太子、角鹿より至りたま  
ふ。是の日に、皇太后、太子に大殿に宴したまふ。  
皇太后、觴を挙げて太子に寿したまひ、因りて  
歌ひして曰はく、

此の御酒は 吾が御酒ならず 神酒の司 常世  
に坐す いはたたす 少御神の 豊寿き 寿き

廻ほし 神寿き 寿き狂ほし 献り来し 御酒  
そ あさす飲せ ささ (三二一番歌)

このたまふ。武内宿禰、太子の為に答歌して曰さく、  
此の御酒を 醸みけむ人は その鼓 臼に立て  
て 歌ひつつ 醸みけめかも 此の御酒の あ  
やに うた楽し ささ (三三一番歌)

とまをす。

〔神功皇后紀〕撰政一三年二月条)

『古事記』

是に、還り上り坐しし時に、其の御祖息長帶日売  
命、待酒を醸みて献りき。爾くして、其の御祖の御  
歌に曰はく、

この御酒は 我が御酒ならず 酒の司 常世に  
坐す 石立たす 少御神の 神寿き 寿き狂し  
豊寿き 寿き廻し 奉り来し御酒ぞ 止さず飲  
せ ささ (三九一番歌)

如此歌ひて、大御酒を献りき。爾くして、建内宿  
禰命、御子の為に答へて、歌ひて曰はく、  
この御酒を 醸みけむ人は その鼓 臼に立て  
て 歌ひつつ 醸みけめかも 舞ひつつ 醸み  
けれかも この御酒の 御酒の あやに楽し  
これ、酒楽の歌ぞ。 (四〇一番歌)  
〔仲哀記〕

B、二一番歌「茲良宜歌」

『琴歌譜』

歌詞

あしひきの やまたをつくり やまたから（一説に云ふ やまたかみ） したひをわしせ（一説に云ふ ふすせ） したとひに わかとふつま したなきに わかなくつま（一説に云ふ かたなきに わかなくつま）（こそこそいもに やすくはたふれ

所伝部

日本記に曰はく、遠つ明日香宮 御宇しし雄朝孀稚子宿祢天皇の代に、木梨輕皇子を立てて太子と爲したまふ。同母妹輕大娘皇女に姪けて乃ち悒懷り少しく息む。仍りて歌ふといへり。今古事記に云ふを案ふるに、日本記の歌と此の歌尤も古記に合ふ。但し許曾己曾の句に至りては、古記に重ねざるのみ。（古歌抄に云。雄朝豆万稚子宿祢天皇衣通日女王と寝たまふ時に作りたまへる歌といへり）

『日本書紀』

二十三年の春三月の甲午の朔にして庚子に、木梨輕皇子を立てて太子としたまふ。容姿佳麗しくして見る者、自づからに感づ。同母妹輕大娘皇女、亦艷妙なり。太子、恒に大娘皇女に合せむと念し、

罪有らむことを畏りて、黙したまふ。然るに、感情 既に盛にして、殆に死するに至りまさとす。爰に以爲さく、「徒空に死せむよりは、罪有りとも、何ぞ忍ぶること得むや」とおもほし、遂に窃に通け、乃ち悒懷少しく息みたまふ。因りて歌して曰はく、

あしひきの 山田を作り 山高み 下樋を走し  
せ 下泣きに 我が泣く妻 片泣きに 我が泣く妻 昨夜こそ 安く膚触れ （六九番歌）

『古事記』

天皇崩りましし後に、木梨之輕太子の日継を知らすことを定めたるに、未だ位に即かぬ間に、其のいろ妹、輕大郎女を姦して、歌ひて曰はく、  
あしひきの 山田を作り 山高み 下樋を走せ  
下訪ひに 我が訪ふ妹を 下泣きに 我が泣く妻を 今夜こそは 安く肌触れ （七八番歌）  
此は、志良宜歌ぞ。（允恭紀）

Aは神功皇后が角鹿から戻った太子を寿いだ歌として所伝部と歌はツキ状態である。同様の歌も所伝も『日本書紀』、『古事記』に見える（『日本書紀』三二、三三三番歌及

び所伝、『古事記』三九、四〇番歌及び所伝)

Bは木梨軽皇子と軽大娘の禁断の恋の歌として所伝部と歌の結びつきはツキ状態である。同様の歌も所伝も『日本書紀』、『古事記』に見える(『日本書紀』六九番歌『古事記』七八番歌及び所伝)

これらの歌は『日本書紀』、『古事記』に同一歌、同一所伝をもつにもかかわらず、『琴歌譜』は「日本記云」(一九、二〇番歌)、「日本記曰」(二二番歌)とのみ記し、『古事記』の伝承には触れない。『古事記』も同一の伝承と歌を記しているのであるから、一番歌や二三番歌のように「古事記云」として『古事記』の伝承も所伝部に記してもよいし、『日本書紀』、『古事記』の伝承を併記するのを避けるのであれば二番歌の所伝部のように「日本古事記」という表現を用いて「日本古事記云」等と記してもよさそうであるが、『日本書紀』に同一所伝がある場合、『琴歌譜』はあたかも『古事記』を顧みていないような記述態度をとっている。二一番歌の所伝部後半に「今案古事記云日本記之歌与此歌尤合古記」と見えるが、これはその後に「許曾己曾之句古記不重耳」とあるように、所伝ではなくあくまで歌詞の比較上の記述である。「古事記」の歌詞に比べて「日本記」の歌詞が「古記」(未詳)に合致するということがあろう。また『日本書紀』に同一所伝をもつこれらの歌は、

歌詞と所伝部に乖離、矛盾がない。土橋寛の用語を借りるなら狭義の物語歌といえるのである。

イ、『古事記』にのみ同一歌、同一の所伝をもつ歌

C、一番歌「茲都歌」

『琴歌譜』

歌詞

みもろに つくやたまかき つあます たにかも  
よらむ かみのみやひと

所伝部①

右、古事記に云はく、大長谷若建命、長谷の朝倉宮に坐しまして、天の下治らしめし時、美和河に遊行しし時、辺に衣洗へる童女有りき。其の容姿甚麗しかりき。天皇其の童女に問ひたまひししく、「汝は誰が子ぞ」と。答へ白ししく、「己が名は引田の赤猪子と謂ふ」とまをさしき。天皇詔らししく、「汝は夫に嫁はざれ。今召してむ」と。故、其の女天皇の命を仰ぎ待ちて、既に八十歳を経き。天皇已に先の事を忘れつ。徒に盛りの年を過ぐしき。而て歌を賜ひて云ひたまふ。時に赤猪子の泣く涙、悉に其の服せる丹摺の袖を湿らしつ。其の大御歌に答へて此の歌を詠むといへり。此の縁記と歌異なる也。

所伝部②

一説に云はく、弥麻貴入日子天皇の皇子、巻向の玉城宮に天の下治らしめし伊久米入日子伊佐知天皇と妹豊次入日女命、大神の見望呂山に登りまして神前を拝み祭りて作る歌といへり。此縁記正説に似たり。

『日本書紀』

なし

『古事記』

天皇遊び行きて、美和河に到りし時に、河の辺に衣を洗ふ童女有り。其の容姿、甚麗し。天皇、其の童女を問ひしく、「汝は、誰が子ぞ」ととひき答へて白ししく、「己が名は、引田部赤猪子と謂ふ」とまをしき。爾くして、詔はしむらく、「汝は、夫に嫁はずあれ。今喚してむ」とのりたまはしめて、宮に還り坐しき。故、其の赤猪子、天皇の命を仰ぎ待ちて、既に八十歳を経ぬ。是に、赤猪子が以為はく、「命を望ひつる間に、已に多たの年を経ぬ。姿体、瘦せ萎えて、更に恃む所無し。然れども、待ちつる情を顕すに非ずは、悵きに忍へじ」とおもひりき。然れども、天皇、既に先に命へる事を忘れ

て、其の赤猪子を問ひて曰ひしく、「汝は、誰が老女ぞ。何の由にか参め来つる」といひき。爾くして、赤猪子が答へて白ししく、「其の年其の月、天皇の命を被りて、大命を仰ぎ待ちて、今日に至るまで、八十歳を経ぬ。今は容姿既に耆いて、更に恃む所無し。然れども、己が志を顕し白さむとして参る出でつらくのみ」とまをしき。是に、天皇、大きに驚きて、「吾は、既に先の事を忘れたり。然れども、汝が志を守り、命を待ちて、徒らに盛り年の過しつること、是甚愛しく悲し」と、心の裏に婚はむと欲へども、其の亟めて老いて、婚を成すこと得ぬことを悼みて、御歌を賜ひき。其の歌に曰はく、

御諸の 敬白禱が下 白禱が下 忌々しきかも  
白禱原童女  
(九二番歌)

又、歌ひて曰はく、

引田の 若栗栖原 若くへに 率寝てましもの  
老いにけるかも  
(九三番歌)

爾くして、赤猪子が泣く涙、悉く其の服たる丹摺の袖を湿しき。其の大御歌に答へて、歌ひて曰はく、御諸に 築くや玉垣 つき余し 誰にかも依らむ 神の宮人(九四番歌)

又、歌ひて曰はく、

日下江の 入江の蓮 花蓮 身の盛り人 羨し  
きろかも

爾くして、多たの禄を其の老女に給ひて、返し遣りき。故、此の四つの歌は、志都歌ぞ。(「雄略記」)

### D、一三番歌「宇吉歌」

#### 『琴歌譜』

#### 歌詞

みなそそく おみのをとめ ほだりとり かたく  
とれ 一説に云ふ とらさね したかたく やかた  
くとれ ほだりとらすこ

#### 所伝部①

古事記に云はく、大長谷若建命、朝倉の宮に坐しまして天下を治めたまひし時、長谷の百枝棚の下にて豊樂為たまひき。是の日、亦、春日の遠杼比売大御酒献りし時、天皇此の歌を作りたまひき。

#### 所伝部②

一に云はく、大長谷天皇未だ位に即きたまはざる間に、初め兄坂合部黒日子皇子と甥目弱王を殺さむと欲ほしき。此の時二王子遁れ行きたまひて葛木津守村大臣の家に到りて匿りたまひき。天皇使ひを遣はして乞ひたまひしかども臣固く争ひて出し奉らざりき。二王子と大臣並て殺す可しと。此の時大

臣の女子韓日女娘、注に云はく、即ち天皇の妃也、其の父の殺さるるを見て即ち哀傷みて作る歌てへり。

#### 『日本書紀』

なし

#### 『古事記』

是の豊樂の日に、亦、春日の袁杼比売が大御酒を献りし時に、天皇の歌ひて曰はく、

水灌く 臣の嬢子 秀罽取らすも 秀罽取り  
堅く取らせ 確堅く 弥堅く取らせ 秀罽取  
らす子 (二〇三番歌)  
此は、宇岐歌ぞ。(「雄略記」)

Cの所伝部①は『古事記』と同じ伝承であるが、最後に「此の縁記と歌異なる也」とあり、所伝部②に他の文献には見えない伝承を掲載し、「此縁記正説に似たり」と記す。所伝部①(=『古事記』九四番歌とその所伝)のもとで解釈すると、

(赤猪子が) 御諸に玉垣を築いて(来臨する神(である天皇)を待ち続け)、(長年月) 待ち続けすぎて(年老い)、もう神(である天皇)の来臨は望めなくなつてしまった。この先誰に頼つて生きていけばよいのでしょうか、神(である天皇)を待ち続

けた私は。

となるが、この解釈を導くためには「玉垣を築く＝神を祭ること↓この文脈では雄略の来臨を待つこと」、「つき余す＝築きすぎるとこの文脈では待ち続けても雄略の来臨がないこと」、「誰にかも依らむ 神の宮人＝誰に依つたら良いのであろうか神の宮人は↓この文脈では雄略を待ち続けて年老いてしまった赤猪子が誰に頼って生きていけば良いか」という、歌と所伝との相異なる摺り合わせが必要となる。しかし、所伝部②のもとでは、「三輪山に玉垣を築いて神を祭るが、祭りきれない。誰に依ろうか、神の宮人（三輪の神祭りは誰に依るべきか教えてください）」という解釈が無理なく導かれる。

Dの所伝部①は『古事記』と同じ伝承であるが、所伝部②は「雄略紀」、「雄略記」にも見える雄略天皇（即位前）による葛木の津守村大臣（『日本書紀』の表記は「円大臣」、「古事記」の表記は「都夫良意美」、「都夫良意富美」）等の誅殺記事をあげ、殺された大臣の女である韓日女が作った歌であるとする。

所伝部①（＝『古事記』一〇三番歌とその所伝）の下で解釈すると、

〈水灌く〉<sup>みなそそく</sup> 臣下の乙女が酒甕<sup>さかがめ</sup>を手にお持ちですよ  
酒甕<sup>さかがめ</sup>を持ち、しっかりとお持ち下さい。しっかりと、い

よいよしっかりとお持ち下さい、酒甕<sup>さかがめ</sup>をお持ちになる  
嬢子

となるが、この解釈を導くためには、「水灌く臣の嬢子＝水を注ぐ宮廷に仕える嬢子↓この文脈では雄略に酒を注ぐ春日の袁杼比売」という読み換えが必要となる。その上、天皇が酒を注ぐ嬢子に対して「秀鑰」を「堅く取らせ 確堅く 弥堅く取らせ」と促す表現にも、なぜ「堅く」なのか些かの違和感も残るし、天皇が嬢子に敬語を用いていることも不自然である。

しかし所伝部②の下では、

（なきがらに）水を灌ぐ自分は臣のをとめ（大臣の女）である。匏<sup>ひばし</sup>をしっかりと持たねばならぬ。

しっかりと、堅く持ちなさい。匏<sup>ひばし</sup>を執る大臣の子よという解釈が無理なく導かれる。「みなそそく」はそのまま「水を注ぐ」、「おみのをとめ」は「大臣の女<sup>およめ</sup>」であり、「ほだりとり かくとれ」も父の遺体に水を掛けるという極限状況の自分に言い聞かせる表現として無理なく理解できる。焼き殺された大臣の娘が自らに言い聞かせるように気丈に歌う歌として自然である。

これらはアの場合と同様に『琴歌譜』一番歌、一三番歌がそれぞれの所伝部②に対する狭義の物語歌であるためである。

先に述べたとおり、A（一九、二〇番歌）、B（二一番歌）はそれぞれ『日本書紀』、『古事記』両方に同一歌、同一の所伝を持つが、C（一番歌）、D（二三番歌）は『古事記』のみに同一所伝が見える。

以上見て来たとおり、『琴歌譜』は『日本書紀』に同一所伝をもつ歌（A、B）については無条件に「日本記云」（一九、二〇番歌）、「日本記曰」（二二番歌）として『日本書紀』の所伝を掲載し、『古事記』にも同一所伝があるにもかかわらずそれには触れない。この場合所伝部は一つのみで「日本記云」、「日本記曰」として記された所伝と歌の結びつきについて懐疑的な記述は全く見えない。

一方、『日本書紀』に所伝がなく『古事記』にのみそれぞれある場合は、「古事記云」として『古事記』の伝承を載せた上で、全く別のもう一つの所伝を掲載する。これは『日本書紀』、『古事記』両方に伝承がある場合と『琴歌譜』の態度が違うことを意味する。

『琴歌譜』は『日本書紀』に伝承がない歌の場合、『古事記』の所伝と歌の結びつきに懐疑的で、歌と一致する別の所伝を必ず掲載する。その中でも一番歌の場合は『古事記』の所伝に対して「此の縁記と歌異なる也」と明確に否定した上、次に載せた所伝については「此縁記正説に似たり」と記す。先述の通り、一番歌と同所伝部①（＝『古事

記』九四番歌、同歌所伝）、二三番歌と同所伝部①（＝『古事記』一〇三番歌、同歌所伝）はそれぞれの所伝部②に比べて歌と物語はハナレの状態にある。二三番歌については、一番歌のときのように所伝部①に対して肯定的で所伝部②に対して否定的であるような記述は見られないが、所伝部②と比較して所伝部①の歌と所伝がハナレの状態にあることは明らかである。

『琴歌譜』は一番歌の所伝部①に「此の縁記と歌異なる也」、所伝部②に「此縁記正説に似たり」と記すように、『日本書紀』に同一歌がなく『古事記』のみにそれぞれがある場合、『古事記』の伝承が歌とハナレしていることを指摘し、ツキの状態の所伝を所伝部②に記載するのである。

『琴歌譜』所載歌のうち、『日本書紀』にも同一歌がある場合、所伝と歌はツキの状態であるが、『古事記』のみに同一歌がある場合、その所伝は必ず歌とハナレしているのである。この事実は、『琴歌譜』の『日本書紀』と『古事記』に対する態度、所伝と歌に対する鋭い意識を物語っている。

なお、一番歌、二三番歌とそれぞれの所伝部①、②についての詳細な分析は、拙稿「『琴歌譜』一番歌と縁記」、同「古事記歌謡論」<sup>41</sup>、同「『琴歌譜』二三番歌と縁記」、同「歌謡と芸能」、同「独立歌謡の出自―宮廷歌謡転用の可能性―」<sup>44</sup>に詳述したのでご参照いただきたい。

## 五、結論と今後の方向

以上の考察から『琴歌譜』所伝部の記述原則、記述意識は以下のとおりであると結論づけることができる。

①『琴歌譜』は『日本書紀』、『古事記』両方に見える歌三首、『古事記』のみに見える歌二首を掲載しているが、それらの歌には必ず所伝部を附す。

②『琴歌譜』所載歌のうち『日本書紀』に同一歌があるものは『古事記』にも同一歌があるが、この場合『琴歌譜』は『日本書紀』の所伝のみを掲載し、『古事記』の当該所伝には触れない。『琴歌譜』に記された『日本書紀』の所伝(Ⅱ『琴歌譜』所伝部)は例外なく歌とツキである。

③『琴歌譜』所載歌のうち『古事記』にのみ同一歌がある場合、『琴歌譜』は所伝部①に『古事記云』として古事記の要約を記すが、それらは必ず歌とハナレた伝承であり、所伝部②に「一説云」「二云」としてツキの所伝を記す。

④一番歌所伝部の「此の縁記と歌異なる也」、「此縁記正説に似たり」という表現に象徴されるように、『琴歌譜』の所伝部は、歌と所伝の結びつきに対する強い関心、検証的態度をもって記述されていると考えられる。

右の結論をふまえた上で『琴歌譜』所伝部から読み取るべきより重要なことを左に記して本稿を閉じたい。

「記紀の(中略)物語に見える歌などは、そこに記されてあるやうな場合によまれたもので無いのが多い」という視点や、「歌を(中略)記紀の所伝(中略)から解放」するという考え方は二〇世紀以降の上代歌謡研究の進展の中で生じたものであり、前近代においては『日本書紀』、『古事記』の中の歌はその所伝と一体で解釈することに疑問はなかったというのが上代歌謡研究史の通説的な見解であろう。

しかし、今回『琴歌譜』の所伝部の分析によって得られた結論は、すでに平安時代前期の大歌師の意識の中に、歌と所伝の結びつきは唯一無二のものでないとする発想があり、それらの結びつきを深く考究しようとする姿勢があったことを意味するものである。『琴歌譜』は『日本書紀』の所伝と歌の結びつきには疑義を挟むことがないものの、『古事記』の所伝と歌の結びつきを自明のものとはせず、より歌と適合した内容の所伝部を提示する。平安時代前期の大歌所は、歌は複数の所伝と結びつくという現象を既に認識しているのである。

なお、『琴歌譜』に所伝部が附された歌は、『日本書紀』、『古事記』に見える歌以外にも三首ある。本来ならば、これらの歌と所伝部との関係について、また、『琴歌譜』所

載歌の多くを占める所伝部をもたない歌の特性についても統一的な説明がなされるべきであるが、現在のところ説得力のある結論には到達していない。いずれ稿を改めて論じたい。

## 注

- 1 京都文化博物館学芸第二課植山茂・鈴木忠司編『都の音色—京洛音楽文化の歴史展—』(二〇〇二年四月六日〜同年五月一日)、京都文化博物館に於いて行われた「都の音色—京洛音楽文化の歴史展—」図録、二〇〇二年、京都文化博物館、一四三頁「琴歌譜」項目(当該部分執筆は植山茂)による。
- 2 山田孝雄、橋本進吉「近衛公爵所蔵琴歌譜解説」(『琴歌譜』一九二七年、古典保存会)は、詳細な形状、寸法等を「この書は卷子本にして表紙なく軸なし。紙の高さ九寸四分、天地及行毎に墨界を施せる楮紙九葉に墨書せるものにして、別に、天地にのみ墨界を施せる白紙の切を巻初に附せり。この一紙は破損甚しく形不整なるが、高さ九寸四分、幅広きところにて三寸九分あり。紙質は本文の部と同様に見ゆ。本文第一紙は幅一尺六分四寸にして二十五行あり。第二紙は一尺七寸二分、第三紙より第八紙までは毎紙一尺七寸二分五厘(第七紙のみは一尺七寸三分五厘)にして各二十六行あり。第九紙は八寸にして十二行余あり。」と記す。
- 3 神野富一『ヨム・ウタフ・琴歌 万葉歌古代歌謡論攷』(二〇一九年、翰林書房。初出は『国語と国文学』第七五卷第五号、一九九八年五月、原題同じ。なお同「琴歌譜の成立過程」(同書所収、初出は『万葉』第一六四号、一九九八年一月、原題同じ)では「平安初期頃であるうといわれている」とする。佐佐木信綱は「平安朝初期頃のものと思はれる」(同「新たに知られたる上代の歌謡に就いて」(『芸文』第拾六年第一号、一九二五年一月)とする。
- 4 土橋寛『古代歌謡の生誕と構造 土橋寛論文集 中』一九八八年、塙書房。初出は『陽明叢書国書篇第八輯 古楽古歌謡集』一九七八年、思文閣出版。なお、初出では「弘仁年間」とする。
- 5 注(1)前掲書、同頁、同項目
- 6 『帝塚山学院短期大学研究年報』第七号、一九五九年一月
- 7 賀古明「琴歌譜新論」一九八五年、風間書房。初出は『季刊文学・語学』第五〇号、一九六八年一月、原題同じ。
- 8 『芸文』第拾六年第壹号、一九二五年一月
- 9 武田祐吉『続万葉集』一九二六年、古今書院、一六頁
- 10 注(2)前掲書
- 11 注(7)前掲書
- 12 『甲南国文』第四三〜四六号、一九九六年三月〜一九九九年三月
- 13 注(3)前掲書
- 14 島田晴子『琴歌譜から』二〇二一年、私家版
- 15 一九九八年までの「琴歌譜」についての研究は、増田修・横山妙子「琴歌譜」研究・参考文献目録(増田修「研究史・『琴歌譜』に記された楽譜の解説と和琴の祖型」附・『琴歌譜』研究・参考文献目録―、『芸能史研究』第一四四号、一九九九年一月)に整理されている。
- 16 山口庄司「弥生・古墳時代の琴箏と音楽(下)」(『季刊邦楽』

- 第五九号、一九八九年六月)
- 17 藍川由美『世界最古の「うた」をもとめて 『古事記』 編纂  
千三百年に甦る古代のうた『琴歌譜』』二〇一二年、カメ  
ラータ・トウキョウ
- 18 佐佐木信綱、注(3)前掲論文
- 19 武田祐吉『上代日本文学史』一九三〇年、博文館、三六五頁
- 20 木本通房『上代歌謡詳解』一九四二年、東京武蔵野書院、一  
五一頁
- 21 土橋寛・小西甚一校注『日本古典文学大系3 古代歌謡集』  
一九五七年、岩波書店(一九八三年、初版第二七刷、二八二  
頁)
- 22 賀古明『琴歌譜の有縁起歌』(注(7)前掲書。初出は『国  
学院雑誌』第五七卷第三号、一九五六年六月、原題同じ)
- 23 神野富一・武部智子・田中裕恵・福原佐知子『琴歌譜 注釈  
稿(一)』(『甲南国文』第四三三号、一九九六年三月)、同「同  
(三)」、同「同」(同第四五号、一九九八年三月)、同「同(四)」(同  
第四六号、一九九九年三月)
- 24 神野富一『琴歌譜の成立過程』(同、注(3)前掲書。初出  
は『万葉』第一六四号、一九九八年一月、原題同じ)
- 25 注(2)前掲解説
- 26 武田祐吉『記紀歌謡集全講』一九五六年、明治書院、三八八  
頁
- 27 同右、同頁
- 28 同右、三九〇頁
- 29 島田晴子『琴歌譜の「縁記」と「縁起」』(注14前掲書)
- 30 日本国語大辞典』第二版に「縁起」は「社寺、仏像、宝物な  
どの由来、または靈験などの伝説。また、それを記した文

- 書。』とある。(https://japanknowledge.com/psnl/display/?i  
d=20020082bbbc07CA3kd (二〇一三年九月二八日参照))
- 31 都倉義孝『歌謡物語』論(同『古事記 古代王権の語りの  
仕組み』一九九五年、有精堂出版)
- 32 『琴歌譜』、『日本書紀』、『古事記』の歌はそれぞれ厳密にみ  
ると微細な歌詞の異同があり、一字一句まで同じではないが、  
『琴歌譜』の所伝部が「日本記云」、「古事記云」等として当  
該歌の「日本書紀」、「古事記」記載部分をあげていること、  
歌意や表現がほぼ同じであることから、本稿では論述上同一  
歌として扱う。
- 33 『琴歌譜』所載歌『日本書紀』『古事記』歌謡所伝部対応表』  
の歌番号は「二二」までであるが、これは「大直備歌」に歌  
番号の典拠(凡例)参照)が番号を振っていないためであ  
る。
- 34 注(32)で「同一歌」についての本稿の姿勢を記したが、  
「同一所伝」についても同様に、微細な異動があっても概ね  
同じ所伝で、その所伝中に同一歌がある場合、論述上同一所  
伝として扱う。
- 35 「日本記」が『日本書紀』であることは、『琴歌譜』二二番歌  
の所伝部に見える「悵懐少息」と、同様の所伝を記した「允  
恭紀」二三年三月七日条の「悵懐少息」が一致することから  
も明らかである。『琴歌譜』が「日本記」と表記する書物は  
『日本書紀』のことである。同様に二番歌の所伝部に記され  
た「日本古事記」は『日本書紀』と「古事記」のことである  
と考えられる。
- 36 『琴歌譜』の所伝部はすべて大字で記されているが、( )  
内(「古歌抄に云」以下)は小字で記されており、大字「日

本記に曰はく……」の所伝部に対する別の所伝部というより、

「古歌抄の所伝を附記する」という程度のもので見ておく。

土橋寛は『古代歌謡の世界』（一九六八年、塙書房）一九八四年 初版第八刷）の中で、「記紀の歌の中には（中略）初めから作中人物の歌として、物語の述作者によつて作られた『物語歌』もある」とし、それを「狭義の物語歌」として

「独立歌謡」と区別しているのであるが（同書一六一―一七頁）、本稿では歌が『琴歌譜』撰録時に記された所伝と最初から一体のものであったという意味でこの用語を用いている。

所伝部②では「被殺（殺さるる）」とあり「焼き殺された」という表現はないが、『日本書紀』に「天皇、許さずして、火を縦宅を燻きたまふ」（雄略即位前紀）三年八月条）とある。『琴歌譜』が成立したと思われる平安時代前期にも日本紀講述が行われており（『新日本紀』巻第一に「日本紀講例康保二年外記勘申」（中略）養老五年（中略）弘仁三年……）と見える）、『琴歌譜』の享受層にとつて『日本書紀』の伝える円大臣誅殺の場面は共通の理解となつていたことは容易に想定できる。

注（37）に同じ

40 藤原享和『古代宮廷儀礼と歌謡』二〇〇七年、おうふう。初出は『同志社国文学』第五七号、二〇〇二年一月、原題同じ。

41 藤原享和『上代歌謡と儀礼の表現』二〇二一年、和泉書院。初出は瀬間正之編『記紀』の可能性（古代文学と隣接諸学10）（二〇一八年、竹林舎、原題同じ）。

42 『文学・語学』第二二八号、二〇二〇年四月

43 藤原享和 注（41）前掲書

44 『歌謡研究と資料』第一五号、二〇二三年十一月

45 津田左右吉『神代史の新しい研究』一九一三年、二松堂書店（津田左右吉全集 別巻第一 神代史の新しい研究 古事記及び日本書紀の新研究）一九六六年、岩波書店、一七頁）

46 高木市之助『古代民謡史論』（同『吉野の鮎』一九四一年、岩波書店（一九九三年初版第九刷）、初出は同『岩波講座 日本文学 古代民謡史論』一九三二年、岩波書店）

（使用テキスト等）  
『古事記』……山口佳紀・神野志隆光『新編日本古典文学全集1 古事記』一九九七年（二〇〇一年、第四刷）  
『日本書紀』……小島憲之・直木孝次郎、西宮一民、蔵中進、毛利正守『新編日本古典文学全集2 日本書紀①』一九九四年、小学館（二〇〇三年、第三刷）、同『同3 同②』一九九六年、同（二〇〇二年、第四刷）

『琴歌譜』……影印（『琴歌譜』一九二七年、古典保存会）により藤原が翻刻した。歌詞及び所伝部の訓読も藤原による。

『新日本書紀』……黒板勝美『新訂増補国史大系 卷第八 日本書紀私記 新日本書紀 日本逸史』一九三二年（一九九九年新装版第一刷）

（凡例）

・『日本書紀』、『古事記』、『琴歌譜』の歌番号は土橋寛・小西甚一校注『日本古典文学大系3 古代歌謡集』一

九五七年、岩波書店（一九八三年、第二七刷）によつた。

・漢字は引用であると否とを問わず原則として現在通行の字体を用いた。

・文献の引用や参照に際して初版（初刷）本以外を用いた場合は、初版（初刷）の発行年のほか（ ）内に当該版（刷）の発行年、版（刷）を示した。初版（初刷）本を用いた場合はその発行年のみを記した。

・客観的な記述を担保するため、研究者名の敬称を省いた。

（註）

原本の発見されていない文献の場合は、諸写本を校合した文字列を「校訂本文」として掲げるのが一般的であるが、『琴歌譜』の場合は発見されている写本が一本のみで、「校訂本文」は存在し得ない。本稿で用いた「原文」という表現は「訓読文」に対して（写本の）「原文」という意である。